

第5回 世田谷区本庁舎等整備審議会 議事録

- 日時 平成21年3月12日（木） 19:00～20:39
- 場所 世田谷区役所第一庁舎 庁議室
- 出席者 在塚委員、照井委員、中林委員、松島委員、井手委員（代理：加藤委員）、高橋委員（代理：山田委員）、宇田川委員、後藤委員、斎藤委員、額賀委員、倉本委員、大場委員、河原委員、杉田委員、上野委員、黒木委員、竹内委員、中村委員、柳田委員
- 次第
- 1 審議
 - （1）第4回審議会の論点整理
 - （2）審議会で確認された事項と本日の審議について
 - （3）あるべき庁舎の実現方法
 - あるべき庁舎に求められる規模の考え方
 - 『改築の方向で検討を進める』ことにした考え方
 - （4）第6回審議会の日程確認
 - 2 その他

■議事経緯

【会長】 それでは、ただいまから第5回本庁舎等整備審議会を開催いたします。

本日は、委員が欠席ということでございますが、2分の1以上の委員出席でございますので、審議会は成立します。なお、委員がまだ到着していないようですが、時間でございますので始めたいと思います。

それでは、審議に入る前に、本日の配付資料の確認等について、事務局からお願いします。

（「配付資料の確認」）

【会長】 どうもありがとうございました。

審議会次第に沿って進めたいと思いますが、終了時間についてはおおむね8時30分を目安としたいと思いますので、進行の方、ご協力をお願いいたします。

それでは、審議（1）、第4回審議会の論点整理について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、お手元の資料５－１をごらんください。まず、「三層構造について」ですが、支所の役割がまちづくりや保健福祉分野では大きくなるかもしれないので、もう少し支所のほうに役割を移してもいいのではないかという意見がありました。

また、防災面の組織関係図と同じような関係図が区民サービス面でも描けると本庁をどう計画していくかにつながるのではないかという指摘がありました。

一方、三層構造について審議会でこれ以上のことを検討するのは難しいのではないかという意見も出されました。また、安定性を求めるなら、ピラミッド型の行政組織に移行していくほうがいい形になる。このことが最終的には庁舎の規模にかかわっていくという指摘がありました。一方、行政は区民サービスの方法について常に議論していると思うので、三層構造が三角形だから安定という議論ではなく、どのように庁舎や支所の建設に反映されるのか、それを考えればよいのだという意見がありました。

また、三層構造はこれからも展開されるが、高齢社会の中で災害時も平常時もワンストップ型の地域経営が必要になってくる。その中で本庁舎の役割をどう位置づけるかが問われるのではないかという意見がありました。

また、身近なところに出張所があるのは、地域住民にとってベストに近いと思う。３０年後にこの仕組みが古くなるかどうかは次の世代に任せればよいという意見がありました。

また、三層構造を前提にしないと審議会が進まないという指摘がありまして、これに対して審議会では現状で進めるという意見でまとまっていたはずだという意見も出ました。出張所の職員数は少なくなったけれども、親切に対応してくれるので、地域住民としては今の三層構造が一番いいと思うという意見が出ました。

また、この審議会で行政のあり方を議論するのは大変難しいという意見がありました。

２点目ですが、現庁舎はバリアフリー対応になっていない。ほかの区では庁舎を建てかえてきちっと対応しているという指摘がありました。

２ページ目をごらんください。３点目ですが、区民サービス面ではスペースの３分の１がロッカーや物で狭められていて、区民サービス面から見ても問題だと指摘がありました。

４点目。災害対策面では、本庁舎は区の中核機能が集まっていて、災害時には情報発信するという目的からいけば、しっかりした施設が欲しい。それから、本庁舎は防災の中心となるため、多目的で大容量の水利を確保すべきだ。それから、本庁舎がよくなれば区全体が災害に強くなるわけではなくて、現場も同時に災害に強くならなければいけない。それから、緊急物資を本庁舎に集めるには土地も空間も足りず、混乱を招く懸念がある。そ

れから、消防署としては、どんな地震が来ても区役所には絶対につぶれてもらっては困るといった意見がありました。

5点目。環境面では東京都環境確保条例が、2010年から施行されるので、庁舎は環境面を優先事項とすべきだ。

6点目。庁舎の立地については、現庁舎がここにあるから本庁舎の位置はここがいいとされているけれども、本来はもっと交通の便のいいところへ持ってきてほしいという区民の意見もある。ほんとうにこの場所でいいのかどうかという議論がきちとなされていないのではないか。一方、世田谷区は84万もの人口がいるけれども、まとまった土地がないんだ。現在の本庁舎のあるところに建てるよりしょうがないとの意見がありました。

7点目。職員の就業環境問題も考えるべきだ。庁舎を見学したが、業務がスムーズにいくかどうか心配だ。スペースはしっかり確保すべきだとの意見がありました。

3ページ目へまいります。改修か改築かについてですが、まず比較検討の基礎になる判断資料を提供してほしいという意見が幾つか出ました。現在の本庁の組織すべてが一体の建物に入ることが望ましいのかどうか、本庁を考える際の組織図を示してほしい。幾つかの庁舎に分かれていることのメリットもあるのではないかという意見が出ました。それから、改修と改築の比較はまだ全くなされていない。審議会にはどれだけ議論したかを区民にきちんと報告する義務がある。また、現在の建築技術を用いると、改修で何ができて何ができないのかについて資料を出してほしい。それから、「いずれ改築しなければならない時期が来るのだから、この際改築したほうがいい」という見方には異論がある。建物は使い続ければお金がかかるものなので、長期的に考えていくべきだ。それからIT対応は改修で追いつかないという意見があるが、改修によってクリアした事例もあるので、先進事例については情報提供してほしい。改修については大規模改修というとらえ方をしたほうがいい。面積的な問題がクリアできない場合には増築という案もある。今の細かい改修状況を見ていると、改修には悪いイメージしかわからないので、大規模改修としてとらえたい。また、数値的な資料も出してほしい。それから、この土地に何階建ての建物が建つのがわからない。また、1,700人の本庁職員が8カ所に分かれていて、これが区民サービスの面では他の区に比べて劣っている点だ。1,700人が入れる庁舎とはどの程度の庁舎なのか。もし物理的にそれが入るなら改修でもいいし、入らないのならば改築するしかない。立地場所がもし別の場所になるのであれば新築になるというご意見。それから、50年先はどうなっているかわからないけれども、本庁舎にどの機能をどれぐらいの面積で入れる

のかを決めない限り設計ができないではないか。そうした点に絞り込んだ資料をつくってほしいとの意見が出ました。

それから、(2)ですが、改修すべきだというお立場から、改修は改築以上に費用がかかるということはないし、バリアフリー、耐震性、IT対応、窓口サービス、すべての面でこうした問題は改修で解決できるはずだというご意見がありました。

4ページ目へまいります。中庭を地下2階あるいは地下3階にすれば床を増やせる。敷地をどのように利用したら一番効率的なのか、プランを立てる必要があると意見が出ました。

(3) 一方で改築すべきだというお立場からは、改修する場合、トイレの場所を移しようもないのではないかと。バリアフリーに費用がかかるし、設計も困難だろう。大改修はえらくお金がかかる。また、現代的に建てたほかの区の庁舎は、非常に使い勝手のいい利便性のある建て方をしている。また、予算面とバリアフリー面などを考えて、近代的な建物を建ててもらった方がいい。また、歴史も大事だけれども、現庁舎は建築後50年近い。大なたを振るって新しいものに挑戦したほうがいい。世田谷区は多くの人口を抱えているので、恥ずかしくない庁舎を整備すべきだが、それは改築になるだろう。それから、23区で最も世田谷区が大きいので、すべてに配慮した新庁舎をつくるべきだと思う。改築しなければいい案は出てこないと思う。それから、改修の技術はいろいろあると思うけれども、直感的には改修でいくのは難しいのではないかと。また、増築すると庁舎は一層分散化する懸念もあるので、思いきって改築という形で進めるのがいいのではないかとといった意見がありました。

最後に会議の進め方と会議資料についてですが、討議内容を一つ一つクリアして議論していかないと体系的な形での結論が出ない。それから、庁舎のあるべき姿について、言葉で説明したのではあいまいさが残るので、数値など具体的な資料にしてほしいとの意見がありました。

資料の説明は以上でございます。

【会長】 どうもありがとうございました。ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見がありますか。これは、論点の整理でございますけれども。

それでは、ございませんようですので、本日の審議に入る前に、前回の審議会で委員の皆さん方からご要望のありました資料が何点かあります。まず、審議(2)のこれまでの審議会で確認された事項と本日の審議について、事務局からご説明をお願いします。

【庁舎計画担当課長】 それでは、資料５－２についてご説明いたします。前回の審議会におきまして、円滑な議事進行のために今まで確認された事項を整理するとともに今日は何を議論するのかを明確にしてほしいというご意見がありましたので、作成したものでございます。

左側に第１回から第１０回までのスケジュールと検討テーマを記載しまして、右側に第４回までで確認された事項と本日の検討テーマを記載しているものでございます。本日は改修と改築の比較ということで、今まで確認されたあるべき庁舎に求められる規模についてご審議いただき、続きまして、区が改築の方向で検討することとした根拠を改修との比較において説明させていただきます。以上でございます。

【会長】 どうもありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありましたとおり、現庁舎の課題や問題点については前回の審議会までに委員内の共通認識となったと思います。

引き続き、これも前回の審議会などで委員の皆様方ご要望のあった庁舎の必要面積について、事務局から説明をお願いいたします。

【庁舎計画担当課長】 それでは、引き続きまして資料５－３の「あるべき庁舎に求められる規模の考え方」についてご説明いたします。若干説明が長くなるかもしれないんですけども、ご了承くださいたいと思います。

庁舎規模を考える上で重要となるのは、１の目的で記載してありますように、区民サービス面、災害対策面などの機能向上を図るために現在の庁舎の分散化や狭隘化を解消し、またこれからの庁舎に求められる区民交流の場などを確保することなどです。

２の計画条件ですが、規模を考える上での条件といたしましては、平成１９年７月現在で職員数は現状の行政組織、職員数を前提として、分散化している職員を集約させて１，９３３人、議員数は世田谷区議会議員定数条例に規定されている５２名としております。

職員数の考え方につきましては、本日参考としてつけさせていただきましたが、当面は大きな変更は想定されないことから現状を前提としています。

また、今までのご意見の中で、委員ほかから、事業の優先順位も含めて総合行政の観点から検討すべきというご意見がございましたので、庁舎規模を考える上でのこれから行政需要の予測に関しまして、一面ではあると思いますが、ご参考までに「行政ニーズの将来展望について」として区の考え方をまとめたものを席上配付してございます。口頭で申しわけございませんが、区の現在行っています２，０００を超える施策や事業は区民生活にと

っていずれも重要なものですが、特に優先的に重点を置く事業は計画化しています。本審議会でご議論いただいております庁舎問題につきましても、重点施策として行政経営改革計画の中で位置づけられていたものでございます。

今後の区政の概略ですが、日本全体は人口減少社会になると言われていますが、世田谷区につきましては今から26年後の平成47年までは人口の増加が続くとともに、高齢化の進展による高齢者数の増加が顕著となります。

また、世田谷区は人口の移動が大きく、核家族、ひとり住まいの多いという特性もあることから、今後地域の絆の希薄化、地域社会の課題解決力の低下も懸念されます。一方で国から地方への地方分権の流れは今後も続き、国から都へ、都から区へと事務移管の方向も継続されると推測されます。

さらに環境対策は世界共通の課題となり、今後ますます行政施策の充実が求められると考えられます。このような予測の中で新たな施策に対する区長の取り組みの基本的姿勢といたしましては、物事が起きてから対応する対症療法型の行政から脱却し、先取りあるいは未然に予防する予防型行政への転換を目指した取り組みを進めています。

一例を申し上げますと、今後、子ども施策の質、量ともに需要が拡大すると見込まれることから、東京一子育てしやすいまちを目指し、保育待機児の解消に向け、平成23年度までの整備計画を前倒しして、受け入れ枠を200名増やすこととしたほか、発達障害の支援を推進するために、発達障害相談・療育センターを開設し、また多機能型の子育てステーションや、出産後の母子を対象とした産後ケアセンターなどの重点的な取り組みを全国に先駆けて行っています。

ほかにも今般の経済危機に対しまして、中小企業向けの特別融資や、雇用対策などを行っていますが、庁舎問題に関しましては答申をいただいた後もこのような区政全体における総合的な観点から検討を続けていく必要があると認識しています。

いずれにいたしましても、庁舎規模を考える上での今後の区政における行政需要はしばらくは拡大の方向にあると思われますので、これからご説明申し上げます積み上げ方式につきましても現状で必要とされる規模を前提として、算定してございます。

それでは資料5-3に戻りまして説明させていただきます。3の総務省「地方債同意等基準」及び「積み上げ方式」による面積についてご説明します。

総務省地方債同意等基準による算定面積と、積み上げ方式による面積の2通りの方法で算定しています。面積算定の結果、A. 総務省地方債同意等基準による面積が約4万5千

平方メートル。Bの積み上げ方式による面積が約5万9千平方メートルとなっています。この算定面積には駐車場及び駐輪場面積が入っておりませんので、このほかに駐車場面積1万平方メートル、駐輪場面積1,000平方メートルが必要とされています。

次にAの総務省「地方債同意等基準」による面積についてご説明いたします。この面積は総務省が地方公共団体が行う起債の同意のための基準であり、起債対象となる庁舎面積算定に用いるものです。しかしながらこの算定方法では、災害対策諸室や、多目的な区民スペースなど、近年重要視されてきているスペースが位置づけられていません。このため現在の庁舎に必要とされる面積より少ない面積であるという指摘もございます。実際に最近の他自治体の庁舎の事例ではこの地方債同意等基準面積の1.5倍から2倍程度の規模で建設されるケースが多く見られています。

次にBの「積み上げ方式」による面積についてご説明します。積み上げ方式による面積は世田谷区制の組織運営に必要となるスペースのほか、地方債同意等基準にはない区民利用スペースや災害対策上必要なスペースなどを利便性や機能性などに配慮し、一つ一つ積み上げて庁舎全体の必要面積を算定したものです。例えば災害対策活動に必要な諸室としまして、防災情報システムが常時備えられて、すぐに対策会議が始められる本部室や、警察、消防、自衛隊、日赤、東電、東ガスなどの関係諸機関のための連絡室、区民からの問い合わせに応じる災害時コールセンター、職員のための食糧備蓄倉庫や仮眠室など、今の庁舎には必須と言われている諸室を計上しています。なお、関係機関の連絡室やコールセンターなどは平常時の会議室から転用を想定しています。

次に、窓口や職員の執務スペースについてですが、車いす使用者が滞りなく通行できる幅を確保するほか、現庁舎では十分に確保されていない打ち合わせコーナーや接客スペースについても通常のオフィスに必要とされる面積を想定しています。また、例えば区民や地域活動団体が情報発信したり交流したりできるスペース、区民の芸術や文化を発信できるギャラリー、ミニコンサートやフリーマーケットを開催できるようなイベントスペース、区民が行政に関する情報を手軽に入手できる総合情報コーナーなど、区民に開かれた庁舎として必要なスペースも確保が可能なように面積を積み上げています。なお、裏面には参考として、地方債基準と積み上げ方式の内訳についてそれぞれ記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

次に右ページの4、他自治体の庁舎との比較をごらんください。ここでは世田谷区庁舎の現状面積と想定面積をほかの自治体の庁舎面積と比較しております。ここで職員1人当

たりの面積をごらんください。この1人当たりの面積というのは、かなり広く感じられるかと思いますが、職員1人当たりの執務面積だけでなく、会議室や廊下や書庫など、庁舎全体の面積を含んでおります。世田谷区の現状は赤字で書かれています14.5平方メートルです。世田谷区本庁舎に必要な面積は、先ほどご説明した総務省の基準による面積の場合には1人当たり23平方メートル、また積み上げ方式による面積では30.8平方メートルが必要という算定になります。一方で他自治体を見ますと、千代田区、足立区、立川市においてはいずれも世田谷区の積み上げ方式の30.8平方メートルよりも広い面積となっています。世田谷区本庁舎の現状面積の2万7千平方メートルがいかに狭隘であり、総務省基準で算定した面積が4万5千平方メートルですが、これでも最近建設されたほかの自治体と比較すると面積的に少ないということが言えると思います。

まとめといたしまして、現状の狭隘化に伴う庁舎の分散化を解消して、区民の皆様に快適に利用していただける庁舎にすると同時に、区民の生命を守る災害対策拠点として必要とされるスペースを確保するとともに、区民との協働のための情報発信や、交流スペースを備えるためには、少なくとも4万5千平方メートルから6万平方メートル程度の規模が必要であると考えています。以上で資料5-3の説明を終わらせていただきます。

【会長】 ただいま、事務局のほうから説明がありました庁舎整備に関する課題、問題点の解決のために必要な庁舎面積が示されました。それぞれの立場からお気づきの点などについて、順番にご意見をいただければと思います。委員お願いします。

【委員】 現状が大変狭いということは、いろいろなところで感じてきましたのが数字になってよくわかります。ですから、どうしても増やす必要はあると思うんですけれども、Aの基準に基づくというのはこういう数値として参考になり、そして多分積み上げ方式というのが現実的に必要と思われるものを出すための方式なんだと思うんです。ただ、この積み上げ方式もいろいろな考え方で幅があるのではないかなと思うところがあります。私の少ない経験から言いましても、各部署から必要な面積を積み上げていきますと、比較的多目に出まして、共通する機能を共用していくことによってお互いのコミュニケーションがとれたり、部屋の有効利用が図れたりといったようなことがあったり。ここの委員会では、具体的な数字を出して、このぐらいにすべきだとするのでしょうか。庁舎の面積を考える際には、もちろん区民の利用とか、区民サービスとかだけではなくて、職員の方の執務に効率がいい、あるいは職員の方々の違う部署の方がよくコミュニケーションがとれるとか、いろいろな、より具体的な考え方があると思うんですね。面積を出す、積み上げ

方式を作業するための考え方というのでしょうか。そういうものを示すことで、具体的な数字を出すことについてはわりあい慎重であるべきだなというのが、今、まず最初に伺って思ったことです。

【会長】 わかりました。委員、お願いします。

【委員】 今、大きく2つの資料で説明していただいたんだと思うんですが、行政ニーズの将来展望とそれから規模の考え方ということです。先ほど、一番最初に整理していただいた前回の論点整理の中でも、三層構造という行政の仕組みというものを随分議論をして、一応「三層構造というものが世田谷にとっては一番望ましい姿だろう」と。それは多分、総合支所、あるいは出張所で、最も身近な区民サービスというものを提供していくというのが基本の構造なんだろうと思うんですね。人口推計でも明らかなように、今後高齢化が進みますから、行政需要の例として挙げられているようなこと、これらも本庁でこれらの行政を展開するための企画といいましょうか、中央部で議論すべき事柄と、それから実際にサービスをする部門というのはおそらく支所とか出張所において高齢者対応、福祉の充実を図るというのが区民にとっては一番望ましい行政需要に対するサービスなんだろうと思います。

それから、IT化で資料に書いてありますように、いつでもどこからでも手続ができる環境というのは、窓口になるべく来なくても行政サービスが受けられますよというのが将来の方向であると考えられます。おそらく、それは本庁よりも、これも同じように総合支所とか出張所と地域に住んでいる区民の皆さんが、ITを通して必要なサービスが受けられるということになるんだろうと思います。

そうしますと、資料5-3の、この他自治体との比較というところが非常に、細かい議論は別にして、今世田谷区がどういう状況かということを知りやすく示しているんだと思うんですね。この中で、例えば一番面積が広い足立区なんですけれども、足立区というのは総合支所体制をとって、三層構造の行政をやっているのかどうか私はよく存じていませんけれども、足立区はおそらく世田谷の次かその次ぐらいの規模ですよね。人口規模も面積的にも。その辺がよくわからないので、この今日の資料5-3には、注が1から11まで入っているんですが、ざっと拝見すると世田谷区についても1,883人というのは全職員数ですかね。2万7,471平方メートルというのも本庁舎の合計値ですよね。そうすると、職員が世田谷の場合には三層構造でいけば、総合支所あるいは出張所におよそどれぐらいいて、そして出張所にはどれぐらいの面積が配分されていて、本庁としてはどれぐ

らの職員対応になっているのかということを見せていただかないと、これだけで足立区の3倍狭いんだというか、足立区は3倍広いんだということの意味がよくわからないというのが実感です。そういう意味で三層構造の議論を前回、前々回やってきたというのはおそらくそういうことではないかなと思っております。

ですから、今日の数字は数字として拝見させていただいて、なるほど、世田谷は職員一人あたり床面積で15㎡とかなり狭い状況にあるんだということはよくわかりますけれども、例えばその積み上げ方式か、地方債同意基準方式かは別にして、一人あたり30㎡とか23㎡というような数値で世田谷の三層方式だとかなり充実するというものなのか、やはり足立区の46㎡に近づかないといけないという話があるところから出てくるのか、あるいは同意基準の前提がどういう行政システムを前提にしているのかわかりませんが、これよりももう少し空間を合理的に利用することによって、効率的な運営ができるものなのか、そのあたりが多分もう一度ご説明をしていただけると腑に落ちるところがたくさんあるのかなと思っております。感想ですけれども、そんな感想を持ちました。

【会長】 どうもありがとうございました。では、委員お願いしたいと思います。

【委員】 区民へのよりよいサービスということを考えますと、やはり職員の方々の仕事のしやすさといいますか、スペースも含まれますが、いろいろな条件があると思います。ですから、本庁舎の絶対的な面積の検討なんかも必要なんだろうが、本庁だけでなく支所ですとか、出張所を総合的に見て、必要な面積の件に関して検討をする必要があるのではないかと考えました。以上です。

【会長】 どうもありがとうございました。次に委員のほうからお願いします。

【委員】 私のほうも感想になるんですけれども、ある一面でという前提でご説明いただいて、私はそれなりに、ああ、そうなのかと見返したところなんです。違う側面でまたご議論があれば、当然そちらのほうの側面から見れば、また違う考え方も出てくるんだとは思いますが、ある一面でという前提であれば、なるほどなという資料になっているなと私は思います。以上です。

【会長】 それでは委員のほうからお願いします。

【委員】 数字が一番正しいのかなと思うんですけれども、実際に世田谷区の庁舎は狭いというのがここであらわれているんだと思うんです。しかも、*10で書いてありますように、第1庁舎と第2庁舎と第3庁舎とそれぞれ分散しているものを全部足してこの面積ですから、足立区と比較するわけではないですけれども、客観的に見てこれだけ分散し

てこれしかないのかと。では1つにまとめる方向がやっぱり一番いいのではないのかなと、ある程度面積を確保する必要性があるのではないのかなと、この数字を見る限りでは思いました。以上です。

【会長】 どうもありがとうございました。委員お願いいたします。

【委員】 やはり、この数字でもはっきりしていますように、他区に比較しても非常に世田谷区は狭いと。現在の状況で、やはり分散庁舎というのは非常に使いにくいことももちろんそうなのですが、職員も大変でしょうけれども、利用者が非常にやっぱり一番まごついてしまうという結果じゃないかと思います。とにかく少しでも広くしていただいて、利用者も、また職員もうまく悠々として利用できるという方向に行けば一番ではないかと思えます。以上です。

【会長】 どうもありがとうございました。委員お願いします。

【委員】 やっぱり比較対象というのは、こういう数字を見るとはっきりわかるということが、まずここで示されているということですよね。今後のことを考えたときに、我々障がい者の団体の立場から考えたりなんかして、ユニバーサルデザインとか、これから高齢化と、また職員もこの状態ではかなり手狭の状態といった数字がはっきりここにあらわれて出てきたということです。職員、今、約6,000名いるということも聞いておりますが、そのうちの1,800何人かはこの本庁舎の3つの今の状態の中で、日夜仕事に取り組んでいるかと思えますけれども。中には障がい者の職員もいるということで、動きを見させていただいたことや何かあるんですが、大分そういった面で四苦八苦しているといったところがあります。これは今、いわゆる障害者雇用法という法律や何かに基づいて、そういった職員も採用して、今後ますます増えていくかと思えます。それと同時に、今私も言っているように、やっぱり今後の建物としては、できれば最低限ユニバーサルデザインの施された建築物でないと、職員、また利用者の側からも考えたときには、そういったことがベストになるのではないかと考えていますので、ひとつその辺の比較も、またよろしくお願いしたいと思えます。

【会長】 それでは、委員にお願いいたします。

【委員】 きちっとしたこの数字が出ていますので、これは正しい数字だと思うんですが、庁舎があちこちに分散していますから、ほんとうにこうなのかなということは、10年以上前になるかもしれませんが、廊下にはロッカーなんかなかったんですよね。今はもうロッカーでもって歩けないので、地震が起きたらみんな倒れてしまうのではないかな

と。皆さん避難できないんじゃないかと思うぐらいなんですけれども、そういうふうに急に多くなってしまったような気がしてならないんですが、6,000名が大分減っているはずなんですけれども、何か逆のような傾向もあるんですけど、やはりこういう数字が出ているんだから、これはもう全然正しいことだと思うんですけども、こういう数字をひとつぜひ基準にさせていただいて、きちっとやっていただいたほうがいいのではないかなと思います。以上です。

【会長】 委員をお願いします。

【委員】 はい。ただいま、ここに出ている資料なんですけど、これは区のこととちょっと話がそれますが、私、新宿の警備保障というところに、警察、消防さんは知っていると思うんですけど、すばらしいですね。1人の個人的な感想ですがたいしたものだなと。全部見せてもらって、駐車場もぴちっとできるし、それこそ安全で、ああいうしっかりしたものがあると思って大変勉強になりました。これとはちょっとお話が違いますが、ああいうところも研究として見学というのもいいかなと思っております。以上です。

【会長】 委員お願いいたします。

【委員】 はい。別に意見というのはございません。今日のこの説明の中身でなるほどなと思いました。内容的には、考え方としては委員さんと大体同じような考え方ですので、以上で終わります。

【会長】 委員お願いいたします。

【委員】 今まで皆さんがいろいろ発表されたように、そのとおりだと思います。ですが三層なら三層でもいいんですが、あくまでも地域住民のためになるようなものをつくっていただきたいというのがこの審議会の趣旨ではないかと思うので、その点を忘れないように、職員のためとは形はいいんですが、大事に扱っていただきたいと思います。また、話は違いますが、片仮名を使えばいいというような感覚を持っている人が多いようですから、その点はよく我々がチェックしていかなければならないのではないかなと思います。以上です。

【会長】 それでは、委員お願いいたします。

【委員】 相対的に見て大変少ない、よその半分ぐらい、それから積み上げ方式による規模から考えても半分という、極端に少ない数字なんですけれども、区民利用スペースが、各総合支所に分かれたり、よそは三層構造でやっているかどうかわかりませんが、世田谷の場合は三層構造でございますから、そういうところで区民利用スペースが分散さ

れる面もあろうかと思うんですけれども、それにしてもちょっと少な過ぎるなという印象を受けました。

【会長】 それでは、委員お願いいたします。

【委員】 委員です。今日の事務局の説明だけでは、正確にこれが正しい、正しくないという判断は、私はできません。ただし、資料としての説明は伺いました。それで、1点だけ質問しますが、今日のこのまとめの資料は、日本設計の調査していただいた研究の資料のこの抜粋なわけですね。ですから、今日改めて参考ということで、「行政ニーズの将来展望について」という資料を今日まとめていただいたんですが、これは日本設計のほうには事前にこういう行政ニーズがあるよということを説明した上での調査研究をさせたのかどうか。ここのところを質問させていただきます。以上です。

【会長】 それでは、今の件についてお話しできますか。

【庁舎計画担当部長】 それでは、私のほうから今の委員のお話のことについて。まずこの行政の将来展望ということで、行政需要等について書かせていただきましたけれども、これにつきましては前回、委員の皆さんからは何とか具体的な形で資料を出すことはできないかというお話がございまして、この間、私どものほうで資料をつくらせていただいたものでございますので、19年度までに調査研究をいたしました報告書は、これを前提にしたということにはなってはございません。以上です。

【委員】 結果的に、多少違いが出てくるということですか。

【会長】 どうぞ。

【庁舎計画担当課長】 平成19年7月現在で日本設計がつくった時の資料の行政需要に比べて、今の将来展望としてますます拡大の方向にはあるけれども、縮小の方向にはないだろうということで、4万5千から6万については最低限というか、それを前提として考えていけば間違いないのではないかと考えております。

【委員】 そうですか。いいです。以上です。終わります。

【会長】 それでは、委員お願いいたします。

【委員】 私も数字がこういう形でというのは出てきたのはよしとします。それで、感想的になるような気がするんですけれども、最初のときに、世田谷区はほかと違って、人口もどんどん増大して、あと高齢者も増え、高齢者は人口の増大とともに増えるんだろうと思うんですけれども、そういうことがあった上で、だからこれだけの規模が要るような感じにも受けとめられるような、この数字というのは思いました。

ただ、確かにほかのところと比べればそうですけど、それぞれの区のやり方とかは違うと思いますし、あともう1つ、これもちょっと感想なんですけれども、IT化とかそういうことでなっていったりとか、あと業務のやり方とかが、従来のやり方とか、スペースの使い方とか、そういうことでいろいろ変わってくる要素もあるのではないかなと。ただ単純に数が増えるから、その分、数が増えるという算定ではなくて、もっと空間の使い方とか、そういう中での数値というのも必要なのではないかなということを思いました。

【会長】 それでは、委員お願いします。

【委員】 この数値を見ますと、今日もエレベーターで5階まで上がってここまで来る間に、これでほんとうに仕事をする環境になっているのかと。自分が働く環境だったら、私だったら辞めます。というような感じに見えるんですけど。あと時間を随分長い間やっていますね。時間をかけるのも必要ですけど、ある程度時間をかけ過ぎるというのはどうかなという、私なんか今までの気持ちで意見はみんな間違ったことを言っているわけではないんですよ。だから、どれが正しいかということではないので、ある程度区民の大半の人には、どういう方向に持っていったらよい環境に持っていけるかという方向で、少し急いでスピーディーに進めていただければありがたいと思うんですけど。以上です。

【会長】 はい、どうもありがとうございました。では、委員お願いします。

【委員】 拝見した面積は報告書の中で読ませていただいたんで、ある程度頭に入っていたんですが、当時やはりつくったものと現在の人口では狭いというのはどうしても起きている現象だと思います。

それで、新たなあるべき姿としては、面積をどう考えるかというのが、先ほど委員がおっしゃったように、やはり世田谷区独自の三層構造というのを是として考えましょうということですので、その出張所の面積のあり方、支所の面積のあり方ということはある程度、私どもにお示しいただいて、その中で本庁舎の面積はどうあるべきかということをやはり考えなくてはいけないと思いますので、ぜひ出張所と支所との面積、それに人数とのデータを出していただきたいと思います。

それと、総務省の地方債同意等基準による面積というのは、総務省の何年度、いつごろ決めた基準なんでしょうか。

【事務局】 具体的にいつこの基準が決められたのか、今ちょっと把握していないんですけれども、かなり大分前の話と聞いています。ただ、平成20年の起債の手引という基準書みたいなのがありまして、その中には、今現在はこの基準になっているということで

ございます。決めたのはもう大分前だと聞いています。

【委員】 そうですか。その当時は1人当たり何平米となっていたんですか。

【事務局】 ほとんど変わっていないと思います。ちょっと具体的には調べてみないとわかりません。

【委員】 そうですか。なぜそういう質問をしたかと言いますと、やはりOA化とかIT化が進んで、1人当たりの机の周りの面積というのは非常に減っているんですね。私の事務所でもかつて製図板の上で1人当たりどのぐらいの面積を使わないと事務作業ができないというのが、今やもうCADでどんどん小さなスペースで、作業ができるようになってきているわけです。ですから、その1人当たりの作業の面積というのが、そういうOA化によって、総務省の決めたときと現在、また将来いろいろ変わってくると思うんですね。今、役所の方もかなりOAとか、それで仕事なされていますよね。そうしますと、今13%の倉庫というのも、かつてのその書類をしまうための倉庫の面積だったのか、今そういうふうにデータがコンピューターの中に入ったデータとしての倉庫の面積なのか、そういう今の状況に合わせた数字にこの23平米というのがなっているのかどうかということをもまず知りたいです。ですから実際はもう少し少なくて済むのかどうかということもあると思うんです。機械によってそういうスペースがもう少し小さくなってきているということ。

それから、役所を使う人たちというのは、あるセクションによって役所に来る人の人数というのが多分違うと思うんですよ。ですから、このセクションには大体1日何人ぐらい来て、月にすると何人ぐらい必要だとかいうような各課によって来庁者というんですか、そういう人の訪れるデータというのも欲しいと思うんですね。そうすると面積がどの課が庁舎にとって一番必要なセクションなのかとか、そういう細かいことがわかってくると思うんですよね。そういうことが、もしデータとして総務が何かでとっておるんでしたら、そういうのを見せていただきたいということです。とりあえずは、現況は狭いということ私は私も認識しています。ですから、私、今日私見出していますので、この後またいろいろ意見を言わせていただきますけれども、とりあえずこの問題に関しましては以上です。

【会長】 それでは委員。

【委員】 皆さんおっしゃり尽くしたんで、私は別に何も言うことないんですけど、狭いということと、何しろ段差があるということと、ただ動きにくいこの庁舎を何とかしてほしいなということと、職員の皆さんが使いづらくて、仕事がやりにくいというのがほんとうに

わかるので、もし自分がほんとうにこの会社にいたら嫌だろうなと思うぐらいひどいので、早く何とかしましょう。

【会長】 委員よろしく願いいたします。

【委員】 今、皆様、各委員のお話を伺っていて、大体全体としてこの数字を見て、従来の規模の1.5倍以上の面積が増えることが必要であるということについては、ほぼ全体の意見は一致しているのではないかと思います。

1点いろいろな意見の中で少しコメントしておきたいのは、三層構造にするという問題と、第1庁舎、第2庁舎、第3庁舎、それから区民会館、分庁舎、三軒茶屋庁舎、城山庁舎を一緒にするということは別の議論ですね。要するに、今、本来なら1つの箇所で行ったらい行政が、実は庁舎がないがゆえに散らばっているということだと思うんです。それは、三層構造を前提にしても、おそらくこの本庁舎の拡大というのは大変重要な課題になっているんだなということが、この資料を見て大変よくわかりました。

それから、具体的にどのぐらいの平米数にしたらいいかというのは、おそらくこの審議会の議論ではないんですね。この審議会はそこまではチェックする役割を負っていない。要するに、具体的な何平米がいいとか全体がこのぐらいは絶対必要だとかいうところまでは行かなくて、ただ全体として、これから改築と改修の議論をするわけですけど、その議論をする前提として、1.5倍とか2倍ぐらいの相当のスペースを拡大するということが大事だと。必要だということを一応この今のコンセンサスにしておけばいいのではないのかと私は思いました。

【会長】 どうもありがとうございました。今、いろいろご意見をいただきました。この数字を見ると、おおむね4万5千か6万平米か、どうもこの間ぐらいの数字が必要だというようなご意見ではないかと。その辺は一応認識していただいたかという気がいたします。

【委員】 1つだけ確認させてもらっていいですか。今のお話の中で、本庁舎が狭いがゆえに三層構造に分散化しているというように私は曲解してしまったんですが。

【委員】 いや、そうではないんです。私の意見を申し上げますと、三層構造というのは、区の行政の中で区民に近いところで行うべき行政は支所を設けてやるというふうになっていると。分散しているというのは、私は産業行政にかかわっていたものですから、ここで言いますと三軒茶屋分庁舎とここの本庁舎の関係について、非常に実は強く感じているんですが、本来なら一緒にやればスムーズに進む話が、実は職員の方々がこちらと相談

しなくてはいけなかったりして、やっぱりスムーズに進まないということがあった。これは1つにまとめれば、そういうことはないだろうと。そういうことで申し上げました。

【委員】 はい。わかりました。

【会長】 委員、どうぞ。

【委員】 今のまとまる、まとまらないの話と、またこの数字の話はちょっと違いますね。

【会長】 ええ。

【委員】 全員の皆さんが倍ぐらい必要だということが共通認識になったとまとめられると、そこまではよくわからないというのを私どもは申し上げているので、ちょっとまとめ過ぎだと思います。

【会長】 おおむねこんなところかなというような一般的な理解じゃないかなという気がちょっとしたんですがね。

【委員】 狭いところまでは結構です。

【委員】 議論の進め方としてはそこのところを一つはっきりさせておかないと、先に進めないわけですね。というのは、委員の何人かの方から意見がありましたけれども、今のままでいいではないかという議論なのか、そうではなくて少し相当程度……。

【委員】 そういうことではございません。でも、倍まで認めたと言われると。

【委員】 倍というのは。私が申し上げましたように、私の意見は具体的な平米数を幾らにしなくてはいけないということを決めるのは、この審議会の役割ではないということです。

【委員】 私もそう思います。賛成です。ここではそれだけの権限も持ってはいませんし、作業もできませんから、考え方を示すんだと思います。

【委員】 はい、そういうことです。

【委員】 そこは共通です。

【委員】 その議論をするときの前提として、相当、例えば1割ぐらいの増床で済むという話ではないなというところが大事だと私は思います。

【委員】 会長いいですか。

【会長】 はい、どうぞ。

【委員】 今、委員が後で説明されたのはよくわかるんですが、最初の発言のときには、この審議会ではその枠まで決める必要はないんだと断言されたんですよ。それは出して

おくべきものであって、それまで枠組みをすることはよくない。それは審議会の自縄自縛行為です。そうではなくて、審議会はあるべき姿として、やっぱり提出すべきものであって、それは枠組みを最初から決めてやるべきではない。だから、2回目の話でよくわかりました。

【委員】 はい。2回目に申し上げたのが私の趣旨でございます。

【会長】 どうぞ。

【委員】 よろしいですか。ちょっとつけ足してですけれども、面積をやはりきちんと話すというのは、もしやその増築と大改修によってということが話し合われる中で、現在ある敷地というのは限られているわけですから、その中でどのぐらいのボリュームがとれるかということが基準法上決められてきます。それが可能かどうかという検討もしなくてはならないわけですね。そういう意味でやはり面積というのは非常に重要なファクターでございまして、ですから今、委員がご質問していただいて、後のほうが委員の言おうとしたことだということなので、安心したんですけども、やはり面積というのは審議会ではきちんと押さえておかなくてはいけないと思います。その中で、改築か改修かということ、きちんと限られた敷地の中で可能かどうかということを検討していかなければならないのではないかと考えております。

【会長】 はい。

【委員】 面積の考え方をどうするかというのは、今、委員が言われたように、この中側からのアプローチと外側からのアプローチとかいろいろしなくてはいけないところで、もし中側からのこの数値が絶対になりましたら、ここではもう建てかえられないかもしれないとかそういうものですので、ほんとうに数値がどこまで出せるかということが私が今ちょっと疑問に思っていることなんです。

【会長】 やはり今後の審議を考えた場合に、ある程度の数字が頭にないといけないですね。例えば、改修かそれから改築かという議論もなかなか前に進まないんじゃないかと思うんですね。それにおいては一応参考としてでも、このぐらいの数字が頭に入っている必要があるんじゃないかなと。

【委員】 ええ。お進めくださって結構です。このやり方の認識はしましたので。

【会長】 よろしく、どうぞ。

【庁舎計画担当課長】 1つだけ補足させていただきます。先ほどお話の中に、この他区の自治体との比較表の中で、世田谷区1,883人と書かれていて、例えば足立区が1,

650人と書かれていて、それぞれの三層構造などと行政体制が違うので、全職員の数を比べても意味がないんじゃないかというご発言がありましたが、これはいずれも本庁敷地のみの職員数でございますので、本庁舎のみの面積を本庁舎のみの職員数で割った数でございます。

【会長】 私のほうから。先ほど支所と出張所の現状の姿といいたいまいしょうか、面積の合計も1回整理して出していただくといいかと思えますね。そうするとわかりやすくなると。

【庁舎計画担当部長】 わかりました。

【会長】 そういうことで、この規模の考え方について、一応のご理解をいただきまして、今後の審議の役に立てていきたいと思えます。

次に必要な面積を確保する整備手法ということに多分移るのかと思いますが、今の中でもちょっとお話もありました。それで、区が行った調査研究の中で改修と改築という手法の比較だけでございますけれども、前回の委員のご意見としては、増築というのもございます。今回はそういうことをあわせて検討するべきなのかもしれませんが、今回改修なのか、改築なのかということの一つの問題点につきまして、改修ということの具体的な考え方、それから具体的に改築の方向ということについて、区が検討を進めた結果があると聞いておりますので、その改築の方向で進めることにした考え方ということについて事務局のほうからご説明願いたいと思えます。

【庁舎計画担当課長】 それでは、資料5-4『「改築」の方向で検討を進める』こととした考え方をごらんください。世田谷区役所の本庁舎は、建築後約四、五十年経過していきまして、老朽化とともに分散化や狭隘化が著しい状況です。区では、平成16年度から4カ年にわたり、基礎的な調査研究に取り組んできましたが、これまで審議会でご確認いただきましたように、ユニバーサルデザインなど区民サービス面、災害対策面、環境対策面などにおいて、さまざまな問題点が明らかになりました。

区では、昨年5月に27出張所等地区で報告会を開催し区民周知を図るとともに、6月には意識調査を実施し、区民意見の把握に努めてまいりました。これらの結果を踏まえて、現庁舎の抱える問題や課題の抜本的な解決を図るために、区役所本庁舎等について、改築の方向で検討を進めることといたしました。以下、改修と改築をそれぞれ比較した内容をご説明いたします。

1の改修の検討におきましては、機能と工事面について整理しています。まず、機能面につきましては区民サービス、災害対策、環境対策、執務環境の4つの側面に分けていま

す。それぞれ求められる機能に対し、改修で対応が可能なことと、改修では抜本的な解決が困難なことについてご説明いたします。

まず、1) の区民サービス面についてです。求められる機能としては、①庁舎の分散化による課題の解消をはじめ、②窓口改善、③ユニバーサルデザインへの対応、④駐車場不足の解消、⑤区民に開かれた庁舎機能などがあります。これらについては改修工事により、サイン計画、窓口構成、ユニバーサルデザインの対応等、ある程度の改善を図ることができます。しかし、一方で、改修では抜本的な解決が困難なこととしまして、現在大きな課題である庁舎の分散化の解消は改修ではできません。また、狭隘化を解消することができないため、窓口の十分な改善を図るスペースの確保は困難です。

また、区では平成19年4月にユニバーサルデザインに関する条例を制定し、本年3月末を目指し、ユニバーサルデザイン推進計画の策定に取り組んでいるところです。ユニバーサルデザイン面では、第1庁舎の階段踊り場にあるトイレが大きな課題ですが、これを同一のフロアレベルに改修する工事についても、通常業務を行い、区民サービスを提供しながらの居ながら工事は極めて難しく、さらに第1庁舎の既存不適格部分の解消が必要となることから、事実上、改修は困難であると考えています。

結果として、下の黄色の枠に書かれているように、改修では狭隘化や分散化という根本的な問題は解決できないということ。また、技術的に可能な改修工事でも、業務を継続しながらの居ながらの工事が困難なものがあり、現実的には改修では解決が難しいと思われます。

次に2ページに移りまして、災害対策面をごらんください。求められる機能としましては、①十分な耐震性の確保、②防災・災害対策本部に必要な機能、諸室などの確保、③災害時の電気設備や情報通信設備などの機能継続の必要性が求められる機能として挙げられます。なお、①十分な耐震性の確保で、改修で対応可能なこととして、免震レトロフィット工事について記載しております。この工法は、建物の地下部分に、油圧ショベルやくい打ち機を入れて工事を行うものです。豊島区役所でも免震工事が採用されていますが、工事期間が2年9カ月かかっていまして、世田谷区役所で採用した場合でも、かなり長期にわたる大規模な工事になることが予想されます。

結論として、免震工事という大規模な改修を行えば、耐震性向上の改善が図られるものの、狭隘化は改善できないため、災害対策本部のための十分な諸室やスペースの確保ができないということが大きな課題としてあります。

次に、３）環境対策面です。改修により、省エネ対策技術の導入、設備機器の運転管理によりエネルギーの消費量削減を図るＢＥＭＳの導入などが可能ですが、庁舎の設計段階から取り入れなければ、導入できない省エネ対策技術もあります。環境対策面については、現庁舎を改修して使い続けたほうが、環境によいという考え方がある一方で、長期耐用性・耐久性を考慮し、さらに抜本的な省エネ対策技術を建物の全体の計画に導入した新庁舎に改築したほうが、環境面によいという考え方もあります。

次に４）執務環境面です。求められる機能としては、①事務スペースなどの狭隘化の解消、②法改正や社会情勢の変化に応じた組織改正に対するレイアウト変更への対応、③事務室内のＯＡ化、ＩＴ設備、防犯セキュリティー対策の充実があります。これにつきましては、改修により、設備機器等の改善は図られますが、適正規模の会議室、打ち合わせスペース、作業スペース等の確保が狭隘化により難しいといえることが言えます。また、社会情勢の変化に向けた、組織改正や人事異動に柔軟に対応できる、フレキシビリティが必要ですが、改修では狭隘化が解消できず、問題が解消されません。以上、改修工事による機能面について、ご説明しました。

次に改修の際の工事面についてご説明します。コンクリートの躯体に大きく手を加えるような大規模な改修の場合には、工事の振動や騒音等により、事実上、居ながら工事は難しいという課題があります。このため、仮庁舎が必要となりますが、近隣のオフィス等で、必要なまとまった面積を借り上げることは困難な状況です。また、仮庁舎を建設する別敷地の確保も困難な状況です。

さらに、第１庁舎は、日影制限に対して既存不適格な部分があるため、大規模な改修を行う場合には、既存不適格を解消しなければならず、屋上及び５階部分のデザインが変わってしまうという課題があります。

次のページですが、改築についてご説明いたします。先ほどの改修の検討と同様に、区民サービス、災害対策、環境対策、執務環境の４つの側面で整理しています。改築を行うことにより、まとまったスペースの確保が可能となり、狭隘化と分散化の課題がともに解消されます。これにより、区民サービス面、災害対策面及び執務環境面のさまざまな各種課題を解決することができます。

次に改修及び改築のそれぞれの場合の概算経費についてご説明いたします。改修の場合の概算想定費用は、一つの例として、免震工事や可能と思われるバリアフリー改修や設備機器の更新を実施した場合で約５８億円と想定されます。なお、この改修工事の金額には、

狭隘化や分散化などの根本的な課題を解消できる対策は入っていません。改築の場合の概算想定費用につきましては、総務省の地方債同意等基準による面積約4万5千平方メートルの場合、約234億円と想定されます。一方で積み上げ方式による面積、約6万平方メートルの場合は、273億円と想定されます。なお、この事業費はあくまでも概算でありまして、今後の社会情勢等による物価変動により、変動する可能性があることを前提としてとらえてください。

まとめといたしましては、改修工事を実施しても、現庁舎が抱える問題である狭隘化や分散化等の抜本的な解決ができないばかりか、いずれは改築が必要となり、二重投資にもなりかねないということ。また、実際に改修をする場合、施工面でも居ながらの工事には限界があり、大規模な仮設庁舎の建設や、近隣のオフィスの借り上げが必要となることが考えられます。現状ではこれも困難な状況です。反対に改築では、順番に庁舎を建てて、でき上がった庁舎に移転する方法をとることによって、居ながらの工事が可能となります。

以上のことから、庁舎に係る諸課題を抜本的、効果的に解決するためには改築のほうが優位と考えられ、区といたしましては改築の方向で検討を進めていくことにいたしました。以上でこの資料の説明を終わらせていただきます。

【会長】 はい、どうもありがとうございました。ただいま、改修の可能性と限界、改築などについての説明が事務局からございました。

今回、区の考え方を事務局がまとめたものでございますが、皆様方のお立場からもご意見がさまざまだと思います。そこで、先ほど委員のメモが提出されましたので、それについてご説明、簡単に、手短にお願いしたいと思います。

【委員】 皆さんのお手元に届いていると思うんですが、資料5－4の改築の方向で検討を進めることにした考えについて、私がこれを読ませていただきまして、私なりの考えをまとめたレシピでございますけれども、改修の検討についてです。

私は改修だけではもちろん解決できない部分がたくさんあると思っています。ですから改修に関しては大規模な改修プラス増築ということにとらえております。それで、これ全部読んでよろしいんですか、それとも私の大きな流れだけでお話ししてよろしいですか。

【会長】 そうですね。お願いします。

【委員】 実際、今世田谷区の敷地の中で、ボリュームチェックをしております。私なりに専門家を使って。ボリュームチェックというのは日影規制とか、建ぺい率、容積率にどの程度この敷地が余裕を持って、どの程度のものがボリュームとして増築できるのかと

いうことを法律的にチェックする、ボリュームチェックというんですけれども、これの専門家がいて、それを今やってもらっています。

私が大体スケッチした中では、今2万7千平米で4万5千から6万の間に欲しいということですので、そのボリュームは何とか確保できるんじゃないか。5層分で確保できるんじゃないかというチェックまでは増築でできています。それで、ユニバーサルデザインとか、バリアフリーとか、それからトイレの狭隘、それからサービスの狭隘化というのも増築をすることによって、すべての面が解決できると思っております。それから、IT化もできると思っています。

そのようなことをまとめた私見がこれでございますので、ぜひ読んでいただきたいと思います。また、そのボリュームチェックが終わりましたら、何らかの形でこういうことをしたら可能ではないかという私なりのまた案といたしますか、そういうものが見せできれば見せたいと思いますし、それ以外に前回でもお願いしましたように、そういう改修を、幾つか実例がありますので、そういうことを携わった人から意見を聞いて、どう改修したらよろしいのかということ、もう少し専門家からお話を聞くということもぜひまた提案したいと思っております。

基本的には、私は今の時代の流れの中で、やはり使えるものは使っていく、それをみんなの知恵を出し合ってそれをやっていこうよというのが、僕が最初から言っております今回の本庁舎に対する考えの置き方でございますので、このような私見を出させていただいたわけです。以上です。

【会長】 どうもありがとうございました。今、委員のほうからお話ございましたように、改築一本やりではなくて、増築ということも考え得るというお話がございました。

【委員】 ちょっと言い忘れました。それで、その日本設計がやった報告書は、そういう改修とかこの敷地をこう使ったらこういうことができるよという、第3の提案と言いますか、改築改修だけじゃない、もう少し違う提案。こういうこともできるんだよということが、やはり日本設計に約5,600万の調査費用払っているわけですから、それが出ていないわけですね。ということは、あの報告書って非常に不足している部分があると思うんです。ですからその辺を十分わきまえて、やはりどの道が一番いいのか、税金を無駄遣いしないで、今求めているサービスとかいろいろなことが、どういう形でできるのかということ、やはり再考すべきだと私は思います。多分7割ぐらいでできるんじゃないかと思うんですよ。今、240億ぐらいですよ。ですから、これ30%だから、70億ぐら

いは税金を無駄遣いにしないで増築と改修で私は可能なんじゃないかと思っております。

増築する場合は、第3庁舎を一時壊さなくてはだめです。ボリュームチェックによって、その辺はいろいろ具体的な話になったときに出てくる問題ですけれども、私のプランではそんな感じになっております。

【会長】 お話として、ちょうど今、増築の話が出ましたので、次回には増築も含めて、一つの案を提出してもらえればと思います。

【委員】 本来、役所がそのボリュームチェックをやっていただきたいんですけど、これ結構費用のかかる話なんでね。

【会長】 これは多分、当然やらなければならないことですから。

【委員】 そうですね。日本設計が本来報告書の中でうたっていないてはいけないことなんです。

【会長】 それは今回、この審議会をかりまして、その辺のチェックをやっていただければと思います。

【委員】 よろしくをお願いします。

【会長】 事務局のほうはいかがですか。

【庁舎計画担当課長】 次回までに日程が厳しいものがありますけれども、努力したいと思います。1つ今のお話で確認なんです、第3庁舎は壊してもいいとおっしゃったんですけれども、第3庁舎は一番新しい建物なんです、それはどういう意味なんでしょうか。

【委員】 確かに言っていることに矛盾があるかもしれません。とりあえず今の50年たった、どちらかというと、文化的な側面が非常に強い話として話しております。もし、第3庁舎も残してということでしたら、第3庁舎を残したプランを考えますけれども、それを残さないほうが非常にいろいろな問題、分散化とか、そういう問題も解決しやすいので、第3庁舎は鉄骨でつくっているはずですよ。ですからわりと乾式工法でつくられていますので、壊すときも、そんなに音も出ないし、大きな環境面の害も少ないのではないかと、ということで、第3庁舎はちょっといじめたいなというプランを私は今持っているんですけれども、それはこれからいろいろな議論の中で出てきますので、私のアイデアとしては、そういうことを今考えております。

【委員】 会長、よろしいですか。

【会長】 はい、どうぞ。

【委員】 一番最初にお配りいただいた、これは日本設計がつくられているもの。これにある程度、何か数字といいますか。建物の概要みたいなものが出ているんですけども、これを見ますと、ここの敷地は2万1千平米。約六千何百坪。それで、建ぺい率、容積率って単純計算ですけれども、60の300だっているんで、それを計算すると、300で計算すると、6万平米の建物がつくれるかなと。これでいきますと、今2万7千。これが、積み上げ方式による規模が5万9千ですから、その範囲内に入るとということと、それから2万7千を例えば6万にするのは増築なのかということなんですね。規模が2倍、3倍になるのに、増築にするのか、それだったら壊して新たにつくっちゃったほうが手っ取り早いんじゃないかなという気がいたしますけれども、増築というのは1割、2割ぐらいをちょっと増やすとかいうのを増築というんじゃないかなと。増床というんですかね。規模を倍にするとか、あるいは2.5倍にするというのを増築とは言わないんじゃないかなと思います。

【会長】 増築と言うかどうかっていうのはなかなか解釈が難しいですけども、そういうことではなくて、増築というよりは全体の面積として、どういう形があるのかというぐらいに理解してもらえればどうでしょうか。全体として、やはり4万5千とか、6万は必要という。

【委員】 日本設計が出している数字は、正しいんでしょう。

【庁舎計画担当課長】 もちろん正しいものでございます。

【委員】 だから、これだけは最大でできるっていうことでしょう。

【庁舎計画担当部長】 19年の12月の調査研究報告書の2―10の下のほうに出ておりますけれども、この数字は正しい数字ということでございます。

【委員】 そうすると、そこそこのボリュームがとれるんじゃないかなと思いますけれども。

【会長】 それは増築でも改築でも、それで6万が限界だという感じだということですね。

【委員】 いいですか。

【会長】 はい、どうぞ。

【委員】 結局今、委員がおっしゃっているように、増築しながら改築するというのかえって予算の無駄遣いになってくるのではないですかね。

【委員】 今の議論はおそらく、どういう案にしたらどのぐらいの経費がかかるか。

【委員】 そういうことです。

【委員】 結局どのぐらいの区民の負担になるかという論点と、それから今の前川さんのつくった、設計したこの建物がどの程度文化的な価値を認めるかという議論のいわば見比べをどこかでやらなくてはいけない。だから、次のときには、おそらくそういう今2つの案があるわけですから、こっちの案に行ったらこのぐらいの経費でできると。こっちに行ったら、こういう経費とこういう文化的な建物の保存ができると。そういう見比べを出してもらって、それをみんなで、一般人の常識で、では、こっちをとるよとか、とったほうがいいのではないかという、一般区民の視点から議論していくということにしたらどうかと思いますよ。いかがでしょう。

【委員】 はい。

【会長】 どうぞ。

【委員】 日本設計の案は一応形も何となく示されていますね。私も増築なしではあり得ないから、改修というのは増築を含むもので、非常に大きな増築にある程度なるだろうと思うんですけども、保存をして増築した、その可能性の姿というのは、1つの姿じゃない、いろいろな考え方があるわけなんですよね。だから、こんないい考えもあるではないかというのをこの短時間で、ここで出せるのかというのが私は疑問で、そういうことの可能性も残して、最終的にこの委員会がどんなことを最後に言うのか、まだよくわかりませんが、さまざまなアイデアを幅広い方々から募る可能性を残しておくということがいいんじゃないかなと思っています。さらに今少なくとも私の判断で、この日本設計案の大きな塊が、ばんとできるという姿があんまりよくないと感じられるのは、周辺地域との関係とか、それから中の快適さというのも、なるべく自然光で、時には窓をあけて風を入れられるような快適さというのがいいなと思っていたりしますと、前川さんのを残した改修案というのは文化的な評価だけではなくて、何か私としてはある快適さというんでしょうか、それを含めた魅力がある形になるのではないかと思うということだけ、申し上げたかったのでお話をさせていただきました。

【会長】 次回にできるだけ、その辺のスタディーをしてもらって、もし時間が足りなければ、審議を少し延長するようお願いしようか、1回ぐらい延ばしてもらおうようなことも考えられないことはないと思うんですが、ぜひ次回にはその辺の問題が整理できるような資料をできるだけつくっていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

【委員】 いいですか。

【会長】 はい。

【委員】 それは基本なんですね。やはり区民の負担の軽減をまず第一に考えた規模にすべきだということなんですよ。基本的に私は慎重論なわけですよ。だから、区民の負担が多くなるような、あるいは大規模な、シンボリックなという形でやってはまずいんじゃないかと。機能的で、現場の職員の皆さんが今までよりもいいところで働けるものをということとは最低限でいいんだという原則を、やはり方向性としてきちんと出した上で、それで皆さんからの案を出していただいたほうが僕はいいんじゃないかという姿勢なんでございますけれどもいかがでしょうか。

【会長】 その辺は当然、コストの問題もそれにかかってまいりますので、その辺の計算もあわせて、スタディーしてもらうということになると思いますね。

【庁舎計画担当部長】 よろしいですか。

【会長】 どうぞ。

【庁舎計画担当部長】 今、委員からいいお話をいただいたんですけども、今お話ししていただいている中身について、どちらかというと、基本構想とか、そういう中で、まずはどのような区民のためになる施設になるのか、そういった理念的なものを整理させていただかなければいけない。こんなふうに思いますので、そういった場面に話が進んだ段階で、ぜひまた積極的なお話をいただければと思っております。

【委員】 委員長。すみません、一言よろしいですか。

【会長】 どうぞ。

【委員】 いいですか。改築の場合の費用というのは、前の会でも出たと思うんですが都庁が20年後にものすごい改修を行っておりますよね。ですから、改築して新しい庁舎を建てて、それが永遠にそのままつということではないわけですよね。やはりどこかでそういうものは手を入れていかなくはないということがあるわけです。ですから、そういうことも含めて、やはり建築の維持管理という話があるんだということで費用比較というのはやらないといけないと思っております。ですから、改築でこれだけかかりましたよって、そのままいくわけでないということだと思うんですね。ですから、古いものを使い続けていくということは、そういうふうに手を加えていくことと、新しいものもどこかで手を加えていかなくはないといけないということです。その比較というのはやはりきちんとしておいてもらわないといけないのではないかと思います。

【委員】 委員長よろしいですか。

【会長】 どうぞ。

【委員】 おおよそ今日、4万㎡から6万㎡の幅ぐらいが必要だということは私も何となくわかりました。わかりましたけれども、それをどう実現するかというのは、この日本設計から出されている第3庁舎だけを残して、あとを全部ローリングでつくりかえていくというものか、これを改築するだけかという2つの選択肢しかないというのは、あまりにもお金を投資することを考える上では貧しい選択肢だと思うんですね。やはりもう少し、この建物を残しながら、これまで何でこんなにタコ足になったのかということを振り返ってみると、その都度やってきたわけですから、それをある意味で抜本的に清算するということは、第1庁舎を例えば残すとしたら、それ以外をどう再開発して、それと第1と第2をどうつなぐか。先ほどの委員さんのメモでいけば、それをつなぐことによって各フロアのトイレも確保できるはずだというご提案ですから、少なくともそうした中間案というところちょっと語弊がありますけれども、もう1つ何となく、こういう手もあるのかというイメージがないと、何となくやはりどちらへ行くにしても腑に落ちないということがあります。

それから、もう1点、先ほど1,883人、あるいは1,933人は本庁舎だとおっしゃいましたけれども、この日本設計の資料を見る限り、1,933人のうちには世田谷総合支所の213人という方が含まれておりますので、本庁舎と総合支所というものを、今後区民の方がどう使われるのか。砧の方だとか、烏山の方が支所を使われる頻度と、この本庁舎まで来られる頻度で比べれば、私は自分の経験から言えば、やっぱり身近な支所へ行く頻度のほうがよほど多いです。どうしても支所なり出張所で間に合わないときのみ、本庁舎へ行かなければいけないというのが一般の行政サービスを求めるときのニーズですから、そうしますと世田谷総合支所を、今は一緒になっているんだと思いますけれども、それを別にするという選択肢も場合によってはあるのかもしれないと。つまり、もっと便利のいい場所というのは、本庁舎の問題であると同時に、これまで以上に世田谷総合支所をより区民の皆さんが使いやすい場所に設置するということも何か大きな将来の選択肢としてはあるんじゃないかなと思っています。それらも含めて、次回、先ほどのプログラムでいきますと、大体ボリュームが、大きな幅がありますが、4万から6万というのは幅が大き過ぎると言えば大き過ぎるんですけれども、候補地の比較ということ、それからこの庁舎の歴史的評価などを含めて、次回検討しようということです。ステップ・バイ・ステップで1つずつ詰めていくのは大事ではありますが、今回とそれから次回とはやはりあわせて議論をして、総合的に判断をするということが不可欠ではないかなと思っています。

この庁舎の文化的な意味とか歴史的な評価というのは次回の議論ですが、今、総務大臣と日本郵政がやり合っているような問題も含めると、丸の内の元の中央郵便局ですけども、見方によってはあんな貧しい汚いビルというふうにも見えるんですね。でもあれは文化財に相当するということで、文化庁もそれなりに存在は認め、また日本建築学会もそういう方向での意味づけをしていると。日本の都市に歴史的な建造物とか空間というのが欧米に比べると極めて少ないというのは、ただ単に戦災を受けたからだけでは多分ないんだと思うんです。そうした点も含めて、次回議論をして、それらを踏まえた総合的な判断というのが私はやはり必要だと思っています。

【委員】 簡単にいいですか。

【会長】 はい、どうぞ。

【委員】 今、第1庁舎の問題で、いろいろと検討していて、第2、第3、そのほかに今、城山というもう1つあるわけですね。第4庁舎と言う人もいるんですが。結局これを1つにまとめるというのはいろいろなやり方もあるんだろうけど、増築だけでカバーできるのか。そういったところの検討というのは全然今、なしていないんじゃないかなと思うんですよね。ですから、1つにまとめるということばかりが選択ではなくて、増築で何とかその辺をやりくれば、できるのかなという場合、今言う、第1、第2、いや、第1はともかくとしても、第2、第3、第4というのは城山分庁舎のことです。増築で、その分もここに集約できるのかなというこの疑問点というのがあるんですけど、それは私だけの疑問かなと思うんですがどうでしょうか。

【会長】 ちょっと委員から。

【委員】 おそらく、今日の議論がある程度前より進んだのは、具体的なデータを見た上で我々が議論したからだと思うんですよね。今日、僕は委員の意見も委員の意見も先生の意見もみんなそういう非常に重要なポイントをついている議論だと思うんです。それを今日のようにデータをつけながら議論をすると、こうした場合にはこうなるとかね。結局、いろいろな格好、委員をはじめ、委員をはじめ、みんな一般公募の方もここに集まっていちゃっているというのは、おそらくそういうもろもろの判断を一般的な考え方で見て、どう評価するか、負担の問題も含めて、そういうことだと思うので、専門的な情報は今日みたいにきっちり出していただいて、それを一般の人の観点から見て、区民の観点から見て、どう判断するかというふうに議論したらいいんじゃないかと。選択肢は出していただいて、あるいはこうやった場合にはこうなるよということを出していただいた上で、それ

を一般区民の目から見たら、こうじゃないかということをお願いいただくと。それでコンセンサスをつくっていくということではないかと思います。

【委員】 私が言っていることと同じ考え方ですよ。

【委員】 正しいと思います。同じことなんです。

【会長】 今日の審議会も大体時間がまいりましたので、また今回の議論につきまして議事録をまとめていただきたいと思います。

【庁舎計画担当課長】 それでは、次回ですが、第6回になります。第6回の審議会といたしまして、4月14日、今度から火曜日になります。午後7時からこの場所で行いますので、よろしくお願いします。以上でございます。

【会長】 はい。日程につきましては、今お話しあったように、来月は4月14日ですね。

【庁舎計画担当課長】 はい。14日火曜日です。

【会長】 ひとつどうぞよろしくお願いいたします。ほかに事務局のほうから連絡事項はございますか。どうぞ。

(「事務連絡」)

【会長】 それでは、本日の審議会議事録に署名をいただくのは、私のほか倉本委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会、これで終了させていただきますので、また次回活発なご意見をいただければ幸いに存じます。どうもありがとうございました。

— 了 —